

外国人定住者インターンシップ就労支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人定住者インターンシップ就労支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内に事業所を有する事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算で定める額の範囲内で外国人定住者の雇用に係る補助金を交付することにより、外国人定住者の雇用機会の増大及び定着並びに就労経験の蓄積を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人定住者 適法な就労資格を有する外国籍の者をいう。ただし、原則として自由な就労が認められない在留資格を有する者等を除く。
- (2) 研修生 補助事業により3か月程度の有期雇用をされる外国人定住者をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、研修生（複数も可。）を受け入れる事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が適当でないと認めるものを除く。

- (1) 過去5年間に於いて、外国人定住者を雇用期間の定めのないフルタイム労働者（以下「正社員」という。）として雇用した実績がなく、補助事業をきっかけとして外国人定住者を正社員として雇用又は無期雇用化の検討ができる事業者であること。
- (2) 研修生との間で、1日又は1週間の所定労働時間が正社員の概ね4分の3以上、かつ1か月の所定労働日数が正社員の概ね4分の3以上で、原則2か月以上勤務する3か月程度の適法な有期雇用契約を締結し、又は締結を予定していること。
- (3) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、研修生の受入期間に応じて、その正規の勤務1時間（時間外勤務を除く。）当たり800円を基礎額として、最大384,000円（勤務日1日当たり8時間で60日間の労働日の場合）までとする。この場合において、有期雇用契約の勤務時間と市が実施する外国人定住者向け日本語等研修会の

参加に係る時間が重複する場合は、当該参加に係る時間を勤務時間として算定することができる。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、外国人定住者インターンシップ就労支援事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 研修生との間の就労条件等が確認できる書類の写し
- (2) 補助申請要件確認申立書(様式第2)
- (3) 納税(滞納)状況調査承諾書(様式第3)
- (4) 外国人定住者インターンシップ就労支援事業勤務予定表(様式第4)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する添付書類は、実施内容により一部を省略することができる。

(交付の決定通知)

第7条 規則第5条第2項の規定による通知は、外国人定住者インターンシップ就労支援事業補助金交付決定通知書(様式第5)によるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の交付決定通知書を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が、研修生との間での有期雇用契約が締結できなかった場合等で、補助事業の実施が困難となった場合は、当該通知があった日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(事業内容の変更等)

第9条 当該決定に係る補助事業について、受入期間、補助申請額等に大幅な変更がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、外国人定住者インターンシップ就労支援事業補助金実績報告書(様式第6)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修生の給与明細等の写し(補助事業に係る給与、福利厚生費等含めた支出状況が確認できるもの)
- (2) 外国人定住者インターンシップ就労支援事業勤務実績一覧(様式第7)
- (3) タイムカード等研修生の勤務時間が確認できるものの写し
- (4) 外国人定住者インターンシップ就労支援事業評価表(様式第8)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示を

し、報告を求め、又は検査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の経理に係る証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、実績報告書に基づき、補助事業の内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定を行うとともに外国人定住者インターンシップ就労支援事業補助金額確定通知書(様式第9)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の補助金額確定通知書の通知を受けたときは、速やかに外国人定住者インターンシップ就労支援事業補助金請求書(様式第10)を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。